

## 広 告 掲 載 取 扱 要 領

「京都市青少年科学センターホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広 告 媒 体	ホームページの名称	京都市青少年科学センターホームページ トップページ
	ホームページアドレス	<a href="http://www.edu.city.kyoto.jp/science/">http://www.edu.city.kyoto.jp/science/</a>
	ホームページの内容	京都市青少年科学センターの施設案内やプラネタリウムの投映に関する情報を発信しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約 20,000 件 (令和4年1月から令和4年12月までの平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広 告 の 規 格	広告掲載位置	トップページの下部 ※詳細な掲載位置については指定できません。
	広告データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦 154 ピクセル×横 290 ピクセル</li> <li>・ファイル形式は、GIF（画像に変化、移動のないもの。アニメ不可、透過型不可）又は JPEG</li> <li>・データ容量は、1バナーにつき 20 キロバイト以内</li> </ul>
	枠数	4 枠（1 枠から応募可能です。）
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。</li> <li>・ALT 属性は自由に設定することができます。</li> <li>・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。</li> <li>・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ（使いやすさ）及びアクセシビリティ（利用のしやすさ）に配慮してください。</li> <li>・利用者が青少年科学センターのHPのコンテンツの一部であると混同しない表現としてください。</li> <li>・バナー・ファイルは契約者が作成してください。</li> <li>・広告枠下に、次の文章を掲載します。 「(注意) 広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。※本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」</li> </ul>
掲 載 条 件	広告料金（税込み）	1 枠当たり月額 5,000 円
	広告掲載期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※上記期間中、原則として、各月の初日から 1箇月を単位とする任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の 7 開館日前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿していただきます。
掲 載 基 準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	学習塾、予備校、私立学校（大学を除く）又はこれらの業種に準ずるものは掲載できません。

申込手續等	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。その他の申し込み資格等の詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」( <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000124940.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000124940.html</a> )を確認してください。
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載申込書（第3号様式）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先へ持参、又は郵送により提出してください。（郵送の場合は申込期間必着とします。）</li> <li>・京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。</li> </ul>
	申込期間	令和8年2月13日（金）から全枠決定するまで。 書類の受付は、休館日（木曜日）を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。</li> <li>・広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。契約については、契約書、個別仕様書、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従ってください。詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。</li> <li>・契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。（分割不可）</li> <li>・広告データについては、広告原稿の入稿までに事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。</li> <li>・広告内容等が、広告掲載基準等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。</li> <li>・同一内容の広告を、同一期間に複数掲載することはできません。</li> <li>・申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータをご用意ください。）ただし、差替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差替えはできません。</li> <li>・掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、広告料は原則として返還しません。</li> <li>・契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。</li> <li>・メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。</li> <li>・広告料については、契約締結後、本市が指定する期日内に一括納付してください（分割不可）。</li> <li>・広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。</li> <li>・広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化貢献するよう努めてください。</li> </ul>
	お申込み・お問い合わせ先	<p>京都市青少年科学センター（管理担当） 〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13 TEL 075-642-1601 FAX 075-642-1605 E-mail <a href="mailto:science_c@edu.city.kyoto.jp">science_c@edu.city.kyoto.jp</a></p>